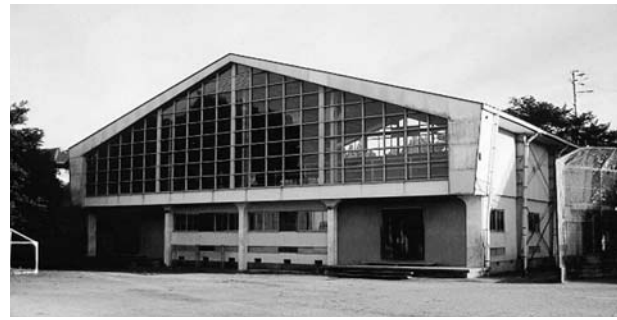


# 6月議会

議案 17件  
報告 7件を可決



▲上真野小、屋内運動場

## 議案とその結果

6月定例会に提出された議案17件、報告7件は、原案のとおり可決されました。

### 条例

平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間における市長、副市長、区長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例制定について

区長制度の廃止に伴い、必要な改正を行うもの  
 (1) 題名及び条文から「区長」の文言を削除する。  
 (2) 区長の給与月額に関する条文(第3条)を削除する。  
 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について  
 地方税法の一部改正による新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長などに伴い、必要な改正を行うもの



3、個人住民税に公的年金から特別徴収制度を導入  
 特別徴収対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の者で、年額給付額が十八万円以上である場合、公的年金から個人住民税を特別徴収  
 施行日 平成21年4月1日

1、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長  
 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の2年延長(平成22年3月31日まで延長)

2、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設  
 平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31



▲学校コンピュータ(原二小)

日までの間に一定の省エネ改修を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る税額(1戸当たり百二十㎡相当分までに限る。)も3分の1を減額  
**【対象となる工事】**  
 ①窓の改修工事、又は①と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修工事によりそれぞれの部位が省エネ基準に新たに適合することとなるものうち、費用が三十万円以上のもの

《市民税関係》  
 1、寄附金控除の見直し  
 ①寄附金控除を所得控除方式から税額控除方式に変更

	現行	改正後
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除限度額	総所得金額の25%	総所得金額の30%
適用下限額	10万円	5千円

②地方公共団体に対する寄附金税制の見直し  
 地方公共団体に対する寄附金は、適用下限額(5千円)を超える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除

③試行日  
 平成21年4月1日(平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用)  
 2、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大  
 (1)上場株式等の譲渡所得等に対する課税  
 ①上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率を平成20年12月31日をもって廃止

	現行	改正後
所得税	7%	15%
住民税	3%	5%
合計	10%	20%

②特例措置  
 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間、上場株式等に係る譲渡所得等の金額が五百万円以下は、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率適用

(2)上場株式等の配当所得に対する課税  
 ①上場株式等に係る配当等の10%軽減税率を平成20年12月31日をもって廃止

	現行	改正後
所得税	7%	15%
住民税	3%	5%
合計	10%	20%

②申告分離選択課税の創設  
 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得金額のうち、百万円以下については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率適用  
 (3)上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設  
 その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前

### ◆調定額の比較

	改正後		現行		増減	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
医療分	58,460円	117,786円	※医療分	※医療分		
後期高齢者支援金分	18,695円	37,667円				
(小計)	77,155円	155,453円	73,406円	146,817円	3,749円	8,636円
介護分	20,449円	27,471円	20,520円	27,905円	△71円	△434円
計	97,604円	182,924円	93,926円	174,722円	3,678円	8,202円

※現行の「医療分」は、75歳未満の方の調定額

### 工事請負契約の締結

- 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
 地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に関する事項を定めるとともに、課税限度額を改定し、あわせて国民健康保険税のあん分率の基礎となる数値が確定したことに伴い、必要な改正を行うもの
- 原一小耐震補強及び改修  
 (1) 契約の目的  
 原一小耐震補強及び改修建築主体(第2期)工事  
 (2) 契約の相手方  
 東北建設株式会社  
 (3) 契約の金額  
 三億八千七十万円  
 (4) 契約の方法  
 制限付き一般競争入札
- 小高中学校北校舎耐震補強及び大規模改修  
 (1) 契約の目的  
 小高中学校北校舎耐震補強及び大規模改修建築(第三期)工事  
 (2) 契約の相手方  
 株式会社中里工務店  
 (3) 契約の金額  
 二億一千八百四十万円  
 (4) 契約の方法  
 制限付き一般競争入札
- 上真野小学校屋内運動場改築(建築主体)工事  
 (1) 契約の目的  
 上真野小学校屋内運動場改築(建築主体)工事  
 (2) 契約の相手方  
 米倉建設株式会社  
 (3) 契約の金額  
 二億六百八十五万円  
 (4) 契約の方法

### 財産の取得

- 制限付き一般競争入札  
 南相馬市役所本庁舎及び西庁舎耐震改修建築主体工事  
 (1) 契約の目的  
 南相馬市役所本庁舎及び西庁舎耐震改修建築主体工事  
 (2) 契約の相手方  
 東北建設株式会社  
 (3) 契約の金額  
 三億六千七百五十万円  
 (4) 契約の方法  
 制限付き一般競争入札
- (1) 取得の目的  
 小学校情報教育機器整備(原町区)  
 (2) 取得する動産及び数量  
 教師用コンピュータ 16台  
 児童用コンピュータ 280台  
 サーパーコンピュータ 8台  
 液晶モニタ 8台  
 プリンタ 12台  
 各種ソフトウェア 64312種  
 ①種類 13種  
 ②ライセンス数 2,096本  
 (3) 取得金額  
 五千四百七十五千円  
 (4) 取得の方法  
 指名競争入札による買入れ  
 (5) 取得の相手方  
 株式会社大一事務機